

八王子市保育施設



在園のしおり



目次

1	利用者支援事業	1
2	教育・保育給付認定について	2
3	家庭状況等の変更について	9
4	利用者負担額（保育料）について	10
5	転園申込について	12
6	長期欠席について	13
7	退園の手続きについて	14
8	連携施設への進級	14
9	手続きの窓口	15
10	郵送手続きについて	16
11	よくあるご質問	17

★ このしおりは、保育施設（認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）に在園中の手続きをまとめたものです。

★ 転園の申込みやきょうだいの入園申込みをする場合は、希望する年度の「入園のしおり」を必ず確認してください。

★ このしおりに記載のない事項について不明な点がある場合は、保育幼稚園課まで問い合わせください。

八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
電話：042-620-7369
F A X：042-621-2711

1 利用者支援事業

八王子市では、保育コンシェルジュが子育て家庭のニーズに合わせて、多様な保育サービスから必要な支援を選択、利用できるような情報提供や相談等を行っています。

保育コンシェルジュとは、就学前のお子様の保護者を対象に、ご家庭の事情や希望に応じて必要とする保育サービスの情報提供や相談、助言を行う専門相談員のことで、保護者のニーズとそれに合わせた保育サービスをつなぐことで、保護者の保育施設等の利用をサポートします。

八王子市役所4階保育幼稚園課 入所担当

【相談日】

月曜日から金曜日

(土・日曜日、祝日を除く。)

【相談時間】

午前8時30分から午後5時まで

八王子駅南口総合事務所 子ども担当

【相談日】

月曜日から金曜日

(土・日曜日、祝日を除く。)

【相談時間】

午前10時00分から午後5時まで

※その他の手続きに関する受付時間等は
15ページをご確認ください。

八王子市子育て応援サイト及び八王子市公式ホームページでは、本しおりに掲載している必要書類のデータの掲載や、身近な疑問に答えるチャットボットを公開しています。

ぜひ、ご活用ください。

子育て応援サイトTOP



在園児保護者の方へのお知らせ



認定や入園申込等に係る書類



八王子市公式チャットボット



2 教育・保育給付認定について

(1) 認定区分と対象施設

保育施設等を利用する場合は、市から教育・保育給付認定（保育施設等を利用する資格を有することの認定）を受ける必要があります。認定の区分等は保育の必要性の有無及び事由、利用する施設や対象となる児童の年齢によって下表のとおり異なります。

認定区分	対象児童	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	教育を希望する満3歳以上の 就学前児童	新制度に移行した幼稚園★ 認定こども園（教育部分）
2号認定 (保育認定)	保護者の就労や疾病等によ り、保育を必要とする満3歳 以上の就学前児童	認可保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定 (保育認定)	保護者の就労や疾病等によ り、保育を必要とする満3歳 未満の就学前児童	認可保育所、認定こども園（保育部分） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業

※ 3号認定を受けた後に3歳の誕生日を迎えた場合、3号認定から2号認定に自動的に切り替わります。（手続き等をする必要はありません。）

★新制度に移行した幼稚園

セント・ベル幼稚園、たてまち幼稚園、本町幼稚園、犬目幼稚園、八王子幼稚園、聖公会八王子幼稚園

(2) 保育の必要性の事由と認定要件

保育施設を利用するためには、保護者に就労等の保育を必要とする事由があり、下表の認定の要件を満たしていることが条件となります。

なお、保育の必要性の事由は父母ともに確認しますが、認定内容については母（父子家庭の場合は父）の状況により決定しております。

事由	要件
就労	月 48 時間以上の就労が常態であること
求職活動 (内定)	求職活動を継続的に行っていること、又は就労することが内定していること
妊娠・出産	出産のため保育を必要としていること
疾病	入院、常時病臥、精神性又は感染症の疾病、特定疾病、その他週 1 日以上の通院かつ自宅安静が必要であり、保育を必要としていること
障害	身体障害者手帳もしくは療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていること、又は前記の障害と同等以上であり保育を必要としていること
介護・看護	同居親族・保護者からみて二親等以内の長期入院等親族、又は保護者からみて一親等の別居親族の介護・看護（月 48 時間以上）のために保育を必要としていること
就学 (学校等合格を含む)	月 48 時間以上の就学又は職業訓練等が常態であること
災害復旧	災害（火災・風水害・地震等）の復旧により、保育の必要性が認められること
育児休業	在園児のきょうだいの出産に伴い育児休業を取得する場合で、在園児の健全育成や発達上、環境の変化が好ましくない状況等により、保育施設の継続利用が必要であること 【在園児の入所日の翌日以降に産前休暇を取得する場合のみ】

※ 「育児休業」として認められるのは、法令に基づく育児休業又は企業独自の育児休業です。法令や雇用契約に基づかない休業は、保育の必要性の事由として認められません。

※ 保育の必要性の事由が変わった場合は、認定変更の手続きが必要です。「(4) 認定の変更手続き（7 ページ）」を確認してください。

★ 現況届

保育施設等を利用している方を対象にして、保育の必要性の事由等が継続しているか確認するため、法令に基づき「現況届」を毎年度提出していただいております。提出書類や提出時期については、別途お知らせいたします。

★ 利用期限

利用申込時に提出した保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の内容を審査した結果、認定の要件を満たしていない場合や保育の必要性の事由によって、下表のとおり期限付きの入園決定となることがあります。

出産以外の事由等で期限付きの入園決定となった場合については、認定の要件を満たしていることの確認できる書類（就労証明書等）を提出し認定変更の手続きをすることで、利用期限後も継続利用することが可能です。認定変更の手続き方法等については「(4) 認定の変更手続き（7 ページ）」にて確認してください。

事由や状況	利用期限
月 48 時間未満の就労、介護・看護、就学	3 か月
求職活動中、就労内定、就学内定（学校等合格）	3 か月
妊娠・出産	出産予定月の 2 か月後の末日まで
疾病	病気等が治癒する月又は治療が終了する月の末日まで
介護・看護	介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）する月の末日まで
就学	学校等の卒業又は修了予定の月の末日まで

【妊娠・出産要件での入所】

「妊娠・出産」の要件で入園決定した場合は、出産予定月の翌々月の末日をもって必ず退園となります。退園後も保育の必要があり、引き続き保育施設の利用を希望する場合は、改めて利用申込をする必要があります。この場合、再度保育施設に入園できるかは利用調整（選考）によって決定するため、入園できない場合があります。申込方法については、「入園のしおり」にて確認してください。

【産前・産後休暇中に就労要件での入所】

就労要件で入所し入所決定月の 1 日時点で産前・産後休暇を取得している場合、利用期限は付きませんが、産後休暇期間終了後、育児休業を取得せずに復職する必要があります。なお、入所決定したお子様が、産前・産後休暇の対象であるお子様のきょうだいであっても、育児休業を取得せずに復職していただきます。

【育児休業中に就労要件での入所】

就労要件で入所し入所決定月の 1 日時点で法令に基づく育児休業又は企業独自の育児休業を取得している場合、利用期限は付きませんが、入所決定月の末日（就業規則等で月途中の復職ができない場合は入園決定月の翌月 1 日）までに育児休業から復職する必要があります。なお、入所決定したお子様が、育児休業の対象であるお子様のきょうだいであっても、復職していただきます。

★ 継続申込

保育施設に入所が決定すると、認定の要件を満たしている限り、入所した施設の最年長の受入クラス年齢まで自動的に進級します。なお、2歳児（1歳児）クラスまでの保育施設の分園（本園）で、3歳児（2歳児）クラスから本園（分園）に進級できる場合なども自動的に進級します。

年度末に次年度の継続利用申込や本園（分園）への進級の意向確認等を行わないため、年度末で退園を希望する場合は、退園手続きをしてください。

(3) 保育時間（保育必要量）

2号認定又は3号認定の方は、保護者の就労時間等に応じて「保育必要量」が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、区分によって保育施設を利用できる時間が異なります。

なお、保育必要量を含め、認定の内容はお子様ごとに決定します。そのため、きょうだいで入所の時期が異なる場合、きょうだいで保育必要量が異なる可能性があります。

「就労時間の変更等により保育必要量の変更を希望する場合」や「きょうだいの保育必要量を揃えたい場合」、認定変更の手続きが必要となります。

手続き方法については「(4) 認定の変更手続き（7ページ）」にてご確認ください。

～保育必要量の区分と保護者の状況～

区分	保育利用時間	保護者の状況（保育の必要性の事由）
保育標準時間	1日最大11時間	● 原則週30時間以上の就労、内定、就学、介護・看護 ● 妊娠・出産、疾病、障害 ● 災害復旧 ● 社会的養護が必要
保育短時間	1日最大8時間	● 原則週30時間未満の就労、内定、就学、介護・看護 ● 求職活動中 ● 育児休業中

※ 「保育必要量」はあくまで利用できる最大の時間であり、実際に利用できる時間は就労実態等に 応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲に限られます。

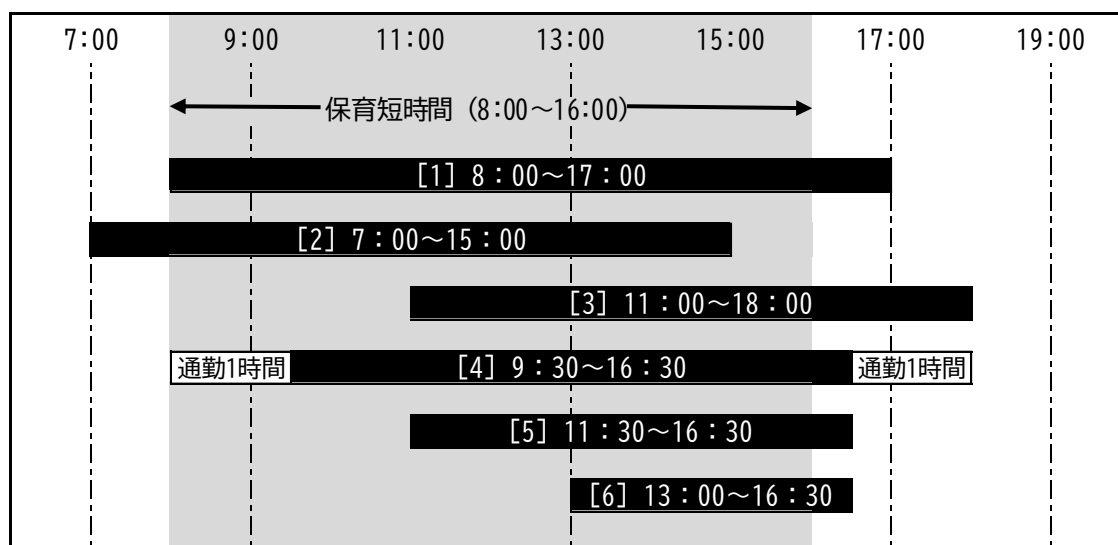
※ 週30時間未満の就労、内定、就学、介護・看護でも、保育標準時間が認められる場合があります。（次ページ参照）

★ 保育標準時間が認められる状況

保育の必要性の事由が「就労、内定、就学又は介護・看護」で就労証明書等の内容を審査した結果、就労時間等が週 30 時間未満でも、次のような場合は「保育標準時間」が認められる可能性があります。

- ① 1日の就労時間等が8時間以上となるような就労形態等を常態としている場合
- ② 1日の就労時間等が8時間未満の形態であるが、就労等の開始時間が9時以前又は就労等の終了時間が17時以降の場合
- ③ 1日の就労時間等が8時間未満の形態であるが、通勤時間等を考慮すると8時間以上保育施設を利用する必要がある場合
- ④ 1日の就労時間等が8時間未満の形態であるが、就労等の開始時間が在籍施設の保育短時間の利用開始時間以前又は就労等の終了時間が在籍施設の保育短時間の利用終了時間以降の場合

【例】以下の全てのケースで「在籍施設の保育短時間の利用時間を8:00~16:00」、「週3日就労」、「1か月は4週」とする。



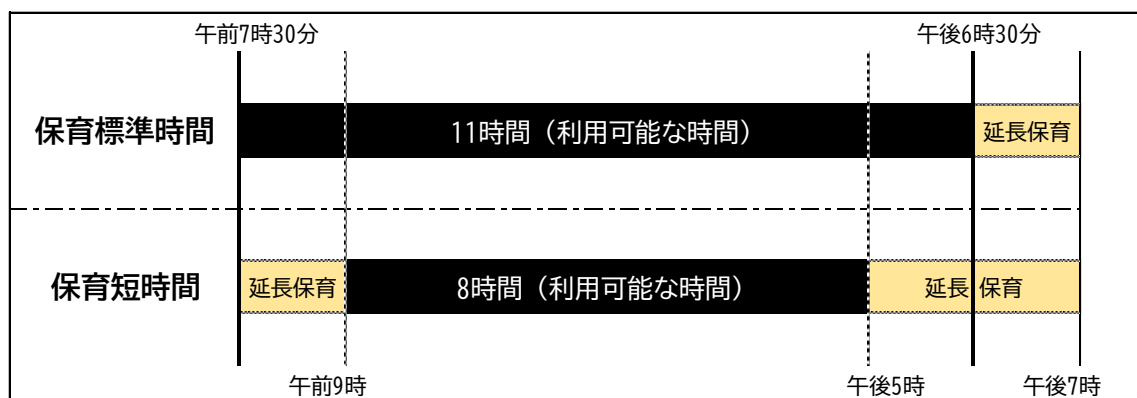
- [1] 1日8時間以上の勤務であるため保育標準時間利用可能
- [2] 就労開始時間が9時以前であるため保育標準時間利用可能
- [3] 就労終了時間が17時以降であるため保育標準時間利用可能
- [4] 就労時間（7時間）と通勤時間（往復2時間）を合算すると8時間以上であるため保育標準時間利用可能
- [5] 就労終了時間が保育短時間の終了時間以降であるため保育標準時間利用可能
- [6] [5]と同様に保育標準時間利用可能だが、月48時間未満のため利用期限付き
 $\text{※ } 3.5 \text{ 時間/日} \times 3 \text{ 日/週} \times 4 \text{ 週/月} = 42 \text{ 時間/月}$

★ 延長保育

保護者の就労状況等により、認定を受けた保育必要量の時間を超えて保育が必要な場合、在籍施設によっては有料で実施している「延長保育」を利用することがあります。利用時間、料金、対象年齢等については在籍施設にご確認ください。

また、延長保育の利用については、お子様への長時間保育の影響を考慮し、在籍施設と事前に相談するようお願いいたします。

～延長保育時間の例～



※ 開始時間、終了時間、延長保育時間は、保育施設により異なります。

（４）認定の変更手続き

求職活動をしていた保護者が就労を開始し、認定を受けた保育の必要性の事由が変わる場合や、保護者の就労時間の変更により認定を受けた保育必要量の変更を希望する場合、認定変更の申請が必要です。

認定変更の申請に必要な提出書類等は次のとおりです。

- 提出書類：教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書等（次ページの表参照）
- 提出期限：変更を希望する月の前月 15 日
（妊娠・出産要件以外で利用期限付きの場合、利用期限が切れる月の 15 日）
※ 15 日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の本庁開庁日
- 提出場所：市役所本庁舎 4 階保育幼稚園課又は八王子駅南口総合事務所
- ※ 郵送提出の場合は、提出期限必着となります。

認定変更申請書は必ず提出が必要です。 ただし、次ページの表における「No.2 仕事を転職した」で保育必要量（標準時間・短時間）が変わらない場合は、認定内容が変わらないため認定変更申請書の提出は不要です。

※ 月途中で認定を変更することはできません。認定を変更したい場合は、手続きの締切日にご注意ください。

～認定変更が必要な主な状況及び必要書類～

No.	変更内容	必要書類	変更事由
1	仕事を退職して求職活動中になった	求職活動を常態としていることがわかる書類 (ハローワークの登録証の写し等)	就労→求職
2	仕事を転職した	市様式の就労証明書(3か月以内に発行したもの)	
3	求職活動中(内定含む)だったが就労を開始した	市様式の就労証明書(3か月以内に発行したもの)	求職→就労
4	就労していたが、在籍児童のきょうだいの妊娠・出産により産前・産後休暇に入る	母子手帳(保護者の氏名・分娩予定日の確認できるページ)の写し	就労→妊娠・出産
5	No.4で産後休暇取得後、法令に基づく又は企業独自の育児休業を取得するが、在籍児童の保育施設利用を継続したい	育児休業の取得期間が記載された、市様式の就労証明書(3か月以内に発行したもの)	妊娠・出産 →育児休業(短)
6	No.4又はNo.5で産前・産後休暇又は育児休業を取得していたが、復職する	育児休業の取得期間と復職(予定)年月日が記載された、市様式の就労証明書 ※職場復帰後に証明書を発行し提出する。	育児休業(短) →就労
7	病気や怪我等により、疾病の事由に変更となった	診断書の原本(3か月以内に発行したもの)	
8	大学や職業訓練施設に入学し、就学の事由に変更となった	・在学証明書(学生証両面の写しでも可) ・スケジュール表	
9	祖父母等の介護をするため、介護・看護の事由に変更となった (別居の場合は一親等までの介護・看護が対象となります。)	・介護保険被保険者証等の写し、又は被介護者の通院日数が記載された診断書(3か月以内に発行したもの)など ・スケジュール表	
10	就労時間が長くなったため、保育必要量を保育短時間から保育標準時間に変更したい	保育必要量の確認できる市様式の就労証明書等	就労(短) →就労(標)
11	認定こども園に在籍しているが、保育部分(2号)から教育部分(1号)に変更したい	教育・保育給付認定変更申請書のみ	保育認定(2号) →教育認定(1号)
12	認定こども園に在籍しているが、教育部分(1号)から保育部分(2号)に変更したい	・教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(家庭状況票・同意書・家庭状況に関する提出書類等確認表・子ども状況票) ・保護者の保育の必要性を証明する書類等	教育認定(1号) →保育認定(2号)

※ No.1及びNo.5については、保育必要量が「保育短時間」になります。保育短時間になると利用者負担額(保育料)が1,000円(第1子の場合)下がります。

※ No.11については、事前に在籍施設へ変更について相談してください。

※ No.12については、市の利用調整により保育部分への入園可否が決定するため、必ず入園(2号への認定変更)ができるわけではありません。また、新規申込と同様の扱いとなるため、郵送での受付はしておりません。提出期限は入園申込と同様です。他の認定変更手続きの期限とは異なるため、ご注意ください。

(5)支給認定証の交付

本市では、認定の内容を「保育施設利用調整結果通知書」及び「教育・保育給付認定及び利用者負担額決定通知書」に記載し保護者の方にお知らせしています。支給認定証が必要な場合は、次のとおり申請が必要です。

- 提出書類：支給認定証交付申請書
 - 提出期限：発行を必要とする日の原則2週間前まで
 - 提出場所：市役所本庁舎4階保育幼稚園課又は八王子駅南口総合事務所
- ※ 郵送提出の場合は、提出期限必着となります。

3 家庭状況等の変更について

保育施設在籍中に住所変更や婚姻等の家庭状況の変更があった場合は、家庭状況変更の届出をすみやかにしてください。

なお、「婚姻・離婚・市民税額の変更等」の場合、利用者負担額（保育料）又は副食費の免除事項が変更になることがあります。

また、災害に遭われた場合や、失業等により保育料の支払いが著しく困難になった場合は、保育幼稚園課へご相談ください。

家庭状況変更の届出に必要な書類等は次のとおりです。

- 提出書類：家庭状況変更届出書など（下表参照）
- 提出期限：変更後すみやかに
- 提出場所：市役所本庁舎 4 階保育幼稚園課又は八王子駅南口総合事務所
- ※ 郵送提出の場合は、提出期限必着となります。（事前に保育幼稚園課へご相談ください。）
- ※ 退園届の提出については、14 ページ、15 ページの内容もご確認ください。

～届出が必要な主な状況、必要書類及び保育料等が変更になる場合の適用開始月～

No.	変更内容	必要書類他	適用開始月
1	八王子市内で転居した	家庭状況変更届出書	—
2	八王子市外へ転出する	退園届	—
3	保護者が婚姻した	・家庭状況変更届出書 ・婚姻相手の保育の必要性を証明する書類	同居開始日・婚姻日のどちらか早い方の翌月
4	保護者が離婚した	家庭状況変更届出書	届出日の翌月
5	保護者又は世帯員が死亡した	家庭状況変更届出書	届出日の翌月
6	離婚調停を開始する	・家庭状況変更届出書 ・家庭裁判所からの調停呼出状等	届出日の翌月 ※保育料等の変更には住基上の世帯が別である必要があります。
7	ひとり親であるが、事実婚のパートナーがいる	・家庭状況変更届出書 ・パートナーの保育の必要性を証明する書類	同居開始日の翌月
8	氏名等が変更になった	家庭状況変更届出書	—
9	祖父母等と同居を開始した	家庭状況変更届出書	同居開始日の翌月
10	祖父母等と別居又は世帯分離した	家庭状況変更届出書	届出日の翌月
11	生活保護を利用（利用廃止）することになった	家庭状況変更届出書	事実発生月
12	障害者手帳等が交付された	家庭状況変更届出書	事実発生月
13	確定申告等により市民税額等が変更になった	・家庭状況変更届出書 ・変更内容が確認できる書類（税額変更通知書の写し等）	変更した税額を基に算定している保育料等の開始月

※ No.2 で在籍施設を転出後も継続利用したい場合、転居した月の末日までに転居先の自治体の保育担当部署にて継続利用の申込みをする必要があります。

※ No.12 について、療育手帳（愛の手帳）又は精神保健福祉手帳が交付された（不交付になった）場合や、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給に変更があった場合なども届出をする必要があります。

※ 保育料又は副食費の免除事項が変更となる場合、届出日の翌月処理となります。翌月が新年度の場合は、前年度に遡っての変更はできませんのでご注意願います。

4 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額（以下、保育料という。）は、月額制となりますので、毎月1日現在、保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず、その月の保育料を全額負担していただきます。保育料は、保育園等の施設を運営するための大切な費用です。保育園の健全な運営のため、期限内の納入をお願いいたします。

保育料の納入方法（認可保育施設を利用しており、支払先が八王子市の場合）

保育料は、「口座振替」での納入をお願いしています。口座振替が開始されるまでの保育料は、「納入通知書兼領収証書（以下、納入通知書という。）」で納入していただきます。

口座振替での納入方法

① 口座振替手続き

「八王子市子ども家庭部 保育料等口座振替依頼書」（以下、口座振替依頼書という。）を記入・押印のうえ、口座振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。保育料の引落は世帯で1つの口座から行うため、登録口座は原則保護者名義でお願いします。登録可能な金融機関や書類の書き方等、詳細は口座振替依頼書に折り込まれている「口座振替の手続きについて」をご確認ください。

② 口座振替依頼書の配付

基本的には保育園の利用調整結果通知に同封しています。（口座登録の手続きには一定の時間を要するため、保育料の金額が決定する前に口座振替依頼書を送付しています。）口座未登録の家庭のみ、毎年9月配付の年度後期分・保育料決定通知にも同封します。

③ 振替開始時期

金融機関で手続きをする日により、口座振替の開始時期が異なります。振替開始日より前月の保育料は、納入通知書でお支払いください。

口座を変更された場合、新たな口座の登録が完了するまで旧口座から引落を行います。

～参考～

金融機関での手続き日	振替開始月	納入通知書で納入（旧口座から引落）
～3月15日	最短で4月末から	なし
3月16日～4月15日	最短で5月末から	4月分
4月16日～5月15日	最短で6月末から	4・5月分
5月16日～6月15日	最短で7月末から	4～6月分
6月16日～7月15日	最短で8月末から	4～7月分
7月16日～8月15日	最短で9月末から	4～8月分
8月16日～9月15日	最短で10月末から	4～9月分
9月16日～10月15日	最短で11月末から	4～10月分
10月16日～11月15日	最短で12月末から	4～11月分
11月16日～12月15日	最短で1月末から	4～12月分
12月16日～1月15日	最短で2月末から	4～1月分
1月16日～2月15日	最短で3月末から	4～2月分
2月16日～3月15日	最短で4月末から	4～3月分（翌年度分から振替開始）

※ 口座振替手続きは、15日が土・日曜日、祝日となる場合、15日より前の営業日に金融機関で手続きをしてください。

※ 市での口座登録が完了次第、振替開始月をお知らせする「口座振替開始通知」を送付します。納入通知書は、口座開始通知が届くまで保管してください。

④ 引落がされなかった場合

市で振替状況が確認できるまでに、8～10日前後かかります。それ以前に引落状況を確認したい場合は、各自で記帳をお願いします。引落がされなかった場合、保育幼稚園課及び市民部各事務所（斎場霊園事務所は除く）の窓口（土日、祝日を除く 9:00～16:00）で納入ができます。事務所窓口で納入する場合は、振替日から7営業日以内に納入してください。

7日以内の納入が難しい場合は、保育幼稚園課へ問い合わせください。

納入通知書での納入方法

① 納入方法

八王子市指定金融機関又は保育幼稚園課、市民部各事務所（斎場霊園事務所は除く）、デジタルフロントスポット長房に納入通知書を持参し手続きをしてください。納入先は、納入通知書裏面をご確認ください。

② 納入通知書の配付

年2回、4月・9月配付の利用者負担額（保育料）決定通知書と併せて送付します。

また、保育利用時間や家庭状況等の変更により金額が変更になる場合は、教育・保育給付認定変更通知書と併せて送付します。

③ 納入通知書の紛失

再発行が可能です。保育幼稚園課窓口へ来所又は電話にて再発行の依頼をしてください。

電話による依頼の場合、登録住所へ郵送します。

★保育料の納期限までに引落・納入ができない場合

翌月18日頃までに市で納入確認ができない場合「督促状」を送付しています。また、納入期限までに納入されないときは「延滞金」が発生する場合があります。保育料は必ず、期限内に納入いただきますよう、ご協力をお願いします。

★認定こども園・家庭的保育・小規模保育（市役所内保育園を除く）・事業所内保育を利用している場合

上記施設を利用している場合、保育料の納入先は各施設となります。納入方法は、各施設に直接問い合わせください。

★八王子市民の方で、八王子市外の公立保育所に在園している場合

八王子市民の方が八王子市外の公立保育施設に在園している場合、保育料の決定は八王子市が行いますが、納入先については当該保育所を管轄する市区町村となります。そのため、保育料の納入方法については、公立保育園管轄の各市区町村に問い合わせください。

5 転園申込について

現在利用している保育施設を変更したい場合、転園申込をすることができます。転園決定するかどうかは新規申込と同様に利用調整（選考）により決定するため、必ず転園できるとは限りません。

(1) 転園申込の結果

- 利用調整（選考）により転園が決定した。

⇒転園決定を辞退しても、現在利用している施設は引き続き利用できません。

※転園決定した場合、現在利用している保育施設には別の児童が同時に入所決定するため、決定を辞退しても元に戻れる空きがなくなります。そのため、転園申込については、保護者の都合だけでなく児童の気持ちや心身の成長における影響等もしっかりと検討したうえで行ってください。

- 利用調整（選考）により転園が保留となった。

⇒現在利用している施設を引き続き利用することができます。

来年度も引き続き転園を希望する場合は、改めて来年度の申請が必要となります。

(2) 転園の申込書類等

転園申込をする際に提出する書類や提出期限等の詳細は転園を希望する年度の「入園のしおり」で必ず確認してください。

なお、転園申込をした場合、「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育(施設等利用)給付認定申請取下書」を提出し、申込を取り下げない限り、年度内は申込が残り続けます。そのため転園を希望しなくなった場合は、すみやかに申込を取り下げてください。

★転園申込に必要な書類

- 新規申込と同様の書類一式

※ 転園申込ができるのは入所後です。入所内定状況での転園申込はできません。

(4月入所内定している児童の転園申込ができるのは、4月1日以降)

★転園申込期限

- 新規申込と同様の期限となります。

(3) 育児休業期間中（産前産後休暇期間中）の転園の取扱い

就労の事由で保育施設に入所し、在籍児童のきょうだいの出産により育児休業を取得しながら保育施設を継続利用しているお子様が転園決定した場合、原則転園決定した月の末日までに育児休業から復職していただきます。(転園決定した月の1日時点で産前産後休暇中の場合は、産後休暇終了後に育児休業を取らずに復職していただきます。)

本来、育児休業期間中は自宅で保育が可能であるため、保育の必要性は認められませんが、お子様の環境急変による成長への影響を考慮し、特別に保育施設の継続利用を認めています。

転園をするということは、自ら環境を変えることになるため、特別に利用を認めている要件を失います。そのため、育児休業から復職（育児休業を取らずに復職）し就労することが条件となります。

しかしながら、保護者の負担等も考慮したうえで、以下のいずれかに該当する場合に限り、育児休業中（産前産後休暇中）に転園決定しても、復帰せず休業を続けながら保育施設を利用することができます。

- ① 2人以上のお子様ที่ 別々の保育施設に在籍しており、同園に揃えるための転園
- ② 在籍している施設が自宅（転居する場合は転居後の自宅）から遠いため通園が困難（自宅と施設が直線距離で2km以上離れている）
- ③ 在籍している施設が2歳児クラスまでの施設（本園等に自動的に進級できる施設は除く）であり、3歳児クラスになる4月の転園

6 長期欠席について

保育施設に在籍している児童が、自己都合により「月の初日から1か月を超えて保育施設を欠席した場合」や「通園日数が著しく少ない月が続いた場合」は退園要件に該当します。

なお、在籍児童のきょうだいの出産のため里帰りする場合は、月の初日から2か月未満であれば長期欠席を認めております。

また、在籍児童の病気等により入院・自宅療養が必要な場合も、診断書等の提出により、月の初日から2か月未満であれば長期欠席が認められる場合があります。

退園要件に該当しない場合であっても、保育施設を長期間欠席する時は、在籍施設へ事前にその旨を連絡してください。

【長期欠席の例】



◆自己都合の欠席の場合

- ① → 6月に登園があるため、退園要件に該当しない
- ② → 6月に登園が1日もないため、退園要件に該当

◆里帰り出産・在籍児童の入院等による欠席の場合

- ③ → 全日数欠席する月が6月のみのため、退園要件に該当しない
- ④ → 全日数欠席する月が6・7月の2か月のため、退園要件に該当

★ 保育施設は保育の必要性がある場合に、保護者に代わり児童に保育を提供する施設です。保育の必要性が消失し、自宅で保育が可能となった場合は、退園の手続きをしてください。

★ お子様は疾病のため長期間欠席した場合は、利用者負担額（保育料）の免除が認められることがあります。詳しくは保育幼稚園課（電話：042-620-7369）へご相談ください。

7 退園の手続きについて

保育施設を利用する必要がなくなった場合、原則退園する月の15日（15日が土・日曜日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）までに手続きをしてください。なお、月途中での退園はできないため、必ず月末での退園となります。

～主な退園理由と必要な手続き～

No.	退園理由等	必要な手続き
1	自宅保育が可能となった 保育の必要性がなくなった	退園届の提出
2	八王子市外へ転出し、市外の保育施設を利用したい	退園届の提出 市外の保育施設の利用申込
3	八王子市外へ転出するが、現在利用している施設を引き続き利用したい	退園届の提出 保育施設の継続利用申込
4	保育施設を退園し幼稚園等に入園する	退園届の提出

※ No.2の市外の保育施設の利用申込は、住民票の異動予定日や市外の自治体の申込方法によって、市外の自治体に直接するか、八王子市を経由する必要があるかが変わります。

※ No.3の保育施設の継続利用申込は、退園する月の月末までに住民票を異動し、転居先の保育担当部署にて手続きをしてください。なお、現在利用している施設が家庭的保育事業又は小規模保育事業の場合、最長でも年度末までの利用となります。

※ No.4について、退園後利用する施設によっては別途給付認定の申請をする必要があります。

★退園届の提出手続きは、令和6年度（2024年度）からインターネットによるオンライン申請が可能になりました。詳しくは、右の二次元コードから八王子市子育て応援サイトの該当ページへアクセスし、確認してください。



8 連携施設への進級

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業は2歳児クラスまでとなりますが、事業者ごとに協定を締結している連携施設へ3歳児クラスになる4月から進級できる場合があります。連携施設への進級に関しては次のとおり条件があります。

- ① 進級できるのは2歳児クラスの9月1日現在対象施設に在籍し、その年度の3月末で同施設を卒園する児童です。
- ② 連携施設の受入可能数を希望者数が上回った場合、利用調整（選考）により利用者を決定します。
- ③ 事業所内保育事業の従業員枠を利用している児童は、連携施設へ進級できません。

※ 連携施設への進級申込み方法等については、在籍施設等を通じてご案内します。

9 手続きの窓口

手続き内容	受付場所	受付時間
認定に関する 手続き※ ¹	●市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ※土・日曜日、祝日は除く	8:30 ~ 17:00
	●八王子駅南口総合事務所12番子ども窓口 ※土曜日、祝日は除く	10:00 ~ 19:00 日曜日は17:00まで
転園申込、 退園の手続き※ ²	●市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ※土・日曜日、祝日は除く	8:30 ~ 17:00
	●八王子駅南口総合事務所12番子ども窓口 ※土曜日、祝日は除く	10:00 ~ 19:00 日曜日は17:00まで
	●市民部拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）※土・日曜日、祝日は除く	9:00 ~ 16:00
	●南大沢事務所 ※土曜日、祝日は除く	10:00 ~ 17:00
家庭状況変更の 手続き※ ¹	●市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ※土・日曜日、祝日は除く	8:30 ~ 17:00
	●八王子駅南口総合事務所12番子ども窓口 ※土曜日、祝日は除く	10:00 ~ 19:00 日曜日は17:00まで
保育料の納入※ ^{3,4} (納入通知書あり)	●市役所本庁舎1階 指定金融機関 派出事務所 ※土・日曜日、祝日は除く	9:00 ~ 16:00
	●八王子駅南口総合事務所1番納付窓口 ※開庁日に準ずる	10:00 ~ 19:00 日曜日は17:00まで
	●各事務所（斎場霊園事務所は除く） ※土・日曜日、祝日は除く	9:00 ~ 16:00
	●南大沢事務所 ※土曜日、祝日は除く	10:00 ~ 17:00
	●デジタルフロントスポット長房 ※金・土・祝日は除く	9:00 ~ 16:00 日曜日から木曜日まで
保育料の納入※ ^{3,4} (納入通知書なし)	●市役所本庁舎1階 指定金融機関 派出事務所（事前に市役所本庁舎4階 保育幼稚園課で納入通知書の発行が必要です。）※土、日曜日、祝日は除く ※8:30~9:00、16:00~17:00は会計課夜間窓口にて納入可能	9:00 ~ 16:00
	●八王子駅南口総合事務所2番納付書の作成窓口 ※平日に限る	10:00 ~ 17:00
	●各事務所（斎場霊園事務所は除く） ※土・日曜日、祝日は除く	9:00 ~ 16:00
	●南大沢事務所 ※平日に限る	10:00 ~ 17:00

※1 郵送による手続きも可能です。次ページをご参照ください。

※2 退園の手続きは 郵送、Faxでの書類提出、及びオンライン申請でも受付が可能です。詳しくは「7 退園の手続きについて(14ページ)」をご確認ください。

※3 認定こども園・地域型保育（家庭的保育・市役所内保育園を除く小規模保育・事業所内保育）利用者は、各施設へ納付方法を問い合わせください。

※4 八王子市外の公立保育所利用者は、各市区町村に納付方法を問い合わせください。

※受付時間は変動する場合があります。手続きをご検討される際は、事前に来所予定の事務所へご確認ください。

10 郵送手続きについて

令和5年4月から、下表の手続きが郵送で行えるようになりました。

No.	手続き	必要書類	注意
1	教育・保育給付認定申請 (1号)	・教育・保育給付認定申請書	
2	教育・保育給付認定申請 (2号・3号)	・教育・保育給付認定申請書 (家庭状況票、同意書、家庭状況に関する提出書類確認表、子ども状況票) ・保育の必要性を証明する書類	認可保育施設の入園(転園)申込を兼ねる場合は、郵送不可
3	教育・保育給付認定変更申請	・教育・保育給付認定変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類	
4	支給認定証交付申請	・支給認定証交付申請書	
5	支給認定証再交付申請	・支給認定証再交付申請書	
6	施設等利用給付認定申請 (新1号・新2号・新3号)	・施設等利用給付認定申請書 (施設等利用給付認定に関する同意書・施設等利用給付認定に関する提出書類等確認表) ・保育の必要性を証明する書類等	
7	施設等利用給付認定変更申請	・施設等利用給付認定変更申請書等	新2・3号に係る変更は、保育の必要性を証明する書類が必要な場合があります
8	育児休業から復帰する場合の 就労証明書の提出	育児休業の取得期間と復職(予定)年月日が記載された、市様式の就労証明書	
9	退園の届出	退園届	
10	家庭状況変更の届出	家庭状況変更届出書	記載(変更)内容について、事前に保育幼稚園課へ相談した場合に限り、郵送可

※ 提出締切は、窓口提出の締切日と同日(必着)になります。

※ 郵送事故等による責任は負いかねます。ご了承ください。

※ 提出書類に不備や不足書類があった場合、電話にて再提出又は追加提出を求める場合があります。

※ No.2について、認可保育施設の入園(転園)申込を希望する場合は、窓口受付のみとなり、郵送での手続きはできません。

※ No.10について、事前に家庭状況変更内容について保育幼稚園課へ相談した場合に限り、郵送での手続きが可能となります。必ず保育幼稚園課へ相談してください。

【郵送手続き書類 送付先】

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市役所 保育幼稚園課 入所担当

11 よくあるご質問

Q. 育児休業中から復職することを前提にして入所決定しましたが、その会社に復職せずに転職することはできますか？

A. できません。提出していただいた就労証明書の内容で復職することを条件として入所決定しているため、復職せずに転職した場合、入所決定が取り消しとなります。

Q. 転園決定の通知が届きましたが、子どもが元の施設に通い続けたいと言っているため、決定を辞退して元の施設を継続利用することはできますか？

A. できません。転園が決定すると同時に元の施設には、別のお子様が入所決定するため戻れる枠は無くなります。転園申込後、その希望が無くなった場合は、すみやかに申込を取り下げてください。

Q. 転園申込は新規申込よりも不利になりますか？

A. 利用調整（選考）において、転園申込か新規申込かの違いによる優劣はありません。同様に就労状況等を指数化し、利用できる優先順位を決定します。

Q. 育児休業から復職する予定で4月に入所決定しました。入所決定施設と面談したところ、2週間ほど慣らし保育で短時間保育になるとの説明がありました。しかし、会社の決まりで月途中で育児休業から復職ができず、慣らし保育により4月1日の復職もできません。4月末までに復職できなければ入所決定取り消しとなりますか？

A. ご質問のケースのように就業規則で月途中で育児休業から復職できない場合、入所決定した月の翌月1日の復職を認めています。今回の場合であれば、5月1日付で復職すれば入所決定は取り消しません。

Q. 就労要件で保育施設に在籍していますが、仕事が休みの日に買い物に行くため、保育施設に子どもを預けることはできますか？

A. できません。保育施設は、保護者の就労等によりご自宅で保育できない場合、保護者に代わり保育を提供する施設です。買い物やリフレッシュ等といった保育の必要性の事由に該当しない理由で保育施設を利用することはできません。

Q. 就労要件で保育施設に在籍していますが、仕事を退職し転職活動をする場合や下の子の出産に伴い産前・産後休暇、育児休業を取得しても保育施設の継続利用はできますか？

A. 手続きをすることにより継続利用できますが、状況によっては利用期限があります。
「2 (4) 認定の変更手続き (7 ページ)」を確認のうえ手続きをしてください。

Q. 里帰り出産のため、市内保育施設に在籍している子と一緒に実家にしばらく帰省します。その際、一緒に帰省する子を実家近くの保育所や幼稚園に入所させることはできますか？

A. 複数の保育施設や教育施設に同時に在籍することはできません。実家近くの保育施設等を利用する場合、現在在籍している保育施設を一度退園する必要があります。

Q. 今月末から就労時間が長くなるため、保育短時間から保育標準時間へ変更したいです。今月末から変更できますか？

A. できません。保育時間（保育必要量）を含め認定内容の変更は、変更を希望する月の前月 15 日（15 日が土・日曜日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）までに手続きが必要です。就労時間を変更される場合は、認定変更の手続きの締切を考慮し、就労先と相談してください。

Q. 来月から就労を開始するため、保育短時間から保育標準時間へ変更したいです。認定変更の手続きの期限が変更する月の前月 15 日とのことですが、その段階ではまだ就労開始していないため、就労証明書が発行できません。どうすればいいですか？

A. 就労予定の会社に就労証明書（内定）を発行してもらい、就労を開始する月の前月 15 日までに認定変更の手続きをしてください。就労証明書（内定）に記載されている就労時間等が保育標準時間の要件を満たしていれば変更が可能です。ただし、就労証明書（内定）の場合、「求職活動（内定）」の要件で期限付きとなります。そのため、就労を開始した後に就労証明書を発行してもらい、期限が切れる月の 15 日までに認定変更（「求職活動（内定）」から「就労」への要件変更）の手続きを行う必要があります。

Q. 就労要件で入所後、下の子の出産・育児休業の取得により保育短時間で継続利用している子がいます。今回、育児休業の対象の下の子も保育施設への入所が決まったため、育児休業から復帰します。その際に継続利用している上の子について何か手続きはありますか？

A. 下の子が保育標準時間認定を受け入所決定した場合、上の子の認定変更（「保育短時間」から「保育標準時間」への変更）の手続きが必要です。その場合、入所決定した月の末日までに育児休業から復帰し、入所月の翌月 15 日までに復職(予定)年月日が記載された就労証明書を必ず提出する旨を認定変更申請書に記載してください。

八王子市保育施設在園のしおり
令和6年(2024年)10月7日改訂
発行：八王子市子ども家庭部保育幼稚園課
〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1
電話：042-620-7369
FAX：042-621-2711

あなたのみちを、
あるけるまち。  八王子